

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(消費性能適合性判定に係る手数料の額)</p> <p>第1条の2 法第12条第1項又は第2項の規定により消費性能適合性判定を受ける者は、当該判定に係る建築物ごとに、非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第1号イに規定する基準(以下「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額を、同号ロに規定する基準(以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額をそれぞれ合計した額の手数料を納付しなければならない。<u>ただし、消費性能適合性判定に係る建築物の用途が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計が別表第5の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額を、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額をそれぞれ合計した額の手数料を納付しなければならない。</u></p> <p>(1) 工場</p> <p>(2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(3) 水産物の増殖場又は養殖場</p> <p>(4) 倉庫</p> <p>(5) 卸売市場</p> <p>(6) 火葬場</p> <p>(7) と畜場、汚物処理場、ごみ処理場その他の処理施設</p>	<p>(消費性能適合性判定に係る手数料の額)</p> <p>第1条の2 法第12条第1項又は第2項の規定により消費性能適合性判定を受ける者は、当該判定に係る建築物ごとに、非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第1号イに規定する基準(以下「消費性能基準標準入力法に係る基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額を、同号ロに規定する基準(以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額をそれぞれ合計した額の手数料を納付しなければならない。</p>
<p>2～3 省略</p> <p>(消費性能向上計画認定手数料の額)</p> <p>第2条 消費性能向上計画について、法第34条第1項の規定による認定又は法第36条第1項の規定による変更の認定(以下「消費性能向上計画の認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 前項の場合において、消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されているときは、同条第1項の規定による認定の申請に係る手数料の額は当該申請に係る同条第3項</p>	<p>2～3 省略</p> <p>(消費性能向上計画認定手数料の額)</p> <p>第2条 消費性能向上計画について、<u>法第29条第1項</u>の規定による認定又は<u>法第31条第1項</u>の規定による変更の認定(以下「消費性能向上計画の認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 前項の場合において、消費性能向上計画に<u>法第29条第3項各号</u>に掲げる事項が記載されているときは、同条第1項の規定による認定の申請に係る手数料の額は当該申請に係る同条第3項</p>

に規定する申請建築物及び他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とし、法第36条第1項の規定による変更の認定の申請に係る手数料の額は当該申請により変更する法第34条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物又は追加する同項に規定する他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とする。

- 3 消費性能向上計画の認定の申請をする者が当該申請に係る消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として市規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 省略

- 4 消費性能向上計画の認定の申請をする者であって、法第35条第2項の規定による申出を行うものは、第1項(前項において読み替えて適用する場合を含む。)及び第2項の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしたならば前橋市建築基準法関係手数料条例(平成12年前橋市条例第29号)の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数を納付しなければならない。

(消費性能に係る認定手数料の額)

第3条 法第41条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定(以下「消費性能に係る認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

(1)～(5) 省略

2 省略

別表第4(第1条の2、第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
省略			
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	26万5,000円	10万4,000円	1万6,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	34万1,000円	13万6,000円	2万5,000円

に規定する申請建築物及び他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とし、法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に係る手数料の額は当該申請により変更する法第29条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物又は追加する同項に規定する他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とする。

- 3 消費性能向上計画の認定の申請をする者が当該申請に係る消費性能向上計画が法第30条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として市規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 省略

- 4 消費性能向上計画の認定の申請をする者であって、法第30条第2項の規定による申出を行うものは、第1項(前項において読み替えて適用する場合を含む。)及び第2項の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしたならば前橋市建築基準法関係手数料条例(平成12年前橋市条例第29号)の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数を納付しなければならない。

(消費性能に係る認定手数料の額)

第3条 法第36条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定(以下「消費性能に係る認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

(1)～(5) 省略

2 省略

別表第4(第1条の2、第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
省略			
300平方メートル以上2,000平方メートル未満	34万1,000円	13万6,000円	2万5,000円
省略			

省略

別表第5(第1条の2関係)

第1欄	第2欄	第3欄
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	3万円	2万6,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	4万円	3万5,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	9万5,000円	8万9,000円
5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	14万円	13万3,000円
1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	17万3,000円	16万6,000円
2万5,000平方メートル以上	21万4,000円	20万5,000円